

## 会議次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 出席委員数の報告

○事務 局：ありがとうございました。次に、次第の3番になりますけれども、会議の成立ということで出席委員数の報告を申し上げます。あらかじめ欠席の連絡を受けておりました委員は佐藤委員、百瀬委員、青山委員、相澤委員の4名でございます。委員総数12名に対して現在の出席人数が8名と定足数である半数以上の出席をいただきましたので、本会が成立いたしましたことをご報告いたします。

### 4. 会議録署名委員の指名

○事務 局：続いて、会議録署名委員の指名でございますが、今回は伊賀委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 5. 報告

#### (1) 平成元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算について

○事務 局：それでは、この後の進行につきましては、菅原会長に議長をお願いしたいと思っております。菅原会長、よろしくお願いいたします。

○会 長：最初に、報告でございますが、(1)の令和元年度村上市国民健康保険特別会計補正予算について、資料1の説明をお願いします。

○事務 局：――資料1に基づき詳細に説明――

○事務 局：今ほどの一般会計補正予算について補足をさせていただきます。今ほどご説明しましたように、歳入で社会保障税番号システム整備費補助金88万円、歳出においては電算業務委託料のところで88万円、同額を計上させていただいております。こちらにつきましては、前回の協議会でも最後のほうにお話しさせていただいたオンライン資格確認システム導入に係るものですが、今回は来年度からというような言い方をさせていただいておりますが、今回のこの88万円につきましては、オンライン資格確認に伴って、外国人の資格確認等に係る改修が必要になりまして、それを今年度中にどうしても行う必要があると国から言われたこともありまして、このたび12月の補正で計上させていただいたという形でございます。どうぞご了承くださいませようよろしくお願いいたします。以上です。

○会 長：皆さんからのご質問受けたいと思っております。質問ありますか。よろしいですか。  
(はいの声あり)

○会 長：では、次に移りたいと思っております。

#### (2) 令和2年度国民健康保険事業費納付金本算定結果について

○会 長：(2)の令和2年度村上市国民健康保険事業費納付金本算定結果について、資料の2でございます。これについて事務局からご説明をお願いします。

○事務 局：――資料2に基づき詳細に説明――

○会 長：それでは、皆さんのほうから質問を受けたいと思っております。何かございますか。よろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長：では、よろしいということで次に移りたいと思っております。

## 6. 議事

### (1) 令和2年度村上市国民健康保険税の税率改定について

- 会 長：議事に入りたいと思います。それでは、6番の(1)、令和2年度村上市国民健康保険税の税率改定について、資料3でございます。事務局の説明をお願いします。
- 事務 局：――資料3に基づき詳細に説明――
- 会 長：それでは、①、②、③というようなことで改正案が出ております。それでは、質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方挙手をお願いします。(補足をいいですか、の声あり)
- 会 長：事務局。
- 事務 局：補足を1点させていただきます。先ほど国保室長が話をしました資料2も手元に置いていただきながら、資料2と今ほど税務課長から話のあった部外秘の税率改定の資料というのはつながっております。試算結果の中でAとなっています事業費納付金、これはこの資料の中にございませんが、県から本算定結果として当市が収めなければならないと示された納付金額でありまして、このBとCというのは、本市の令和2年度予算の中でその金額から足す分と引く分を合わせた保険税収納必要額という最後の数字12億6,200万円、この必要額が税務課の資料の中の⑥番の金額のことを言っております。⑥として、納付に必要な保険料総額ということで示されている金額がこの一番左下の金額になります。そして、今皆さんにご審議これからいただくものについては、資料2の中ほどに示されたこの必要な金額、このままでいくと不足額が生じるので、どういった税率にしましょうかというところで3パターンを示させていただいて、ご審議いただくというものになりますので、資料2と合わせてご検討いただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。
- 会 長：今ほど課長から資料2と部外秘資料の①、②、③案との比較ということで話がありましたので、合わせてご検討いただきたいと思います。ご意見ご質問ありましたらお願いします。協議会の中で意見をもんでもらいたいと思いますが。
- 委員 員：事務局では、その改定案が①、②、③とありますけども、考え方としてはどちらが良いと考えていますか。
- 事務 局：1人当たりの納付金額は、表を見ますと伸びていっています。これは、医療費について高齢化により伸びているのかと思いますが、今後も伸びるということは考えられます。そのため、毎年度この保険税率の引き上げも含めて検討していく必要はありますが、引き上げる場合は、引き上げ幅をなるべく抑えるために剰余金をできるだけ長期間有効に活用していければと考えております。ですので、事務局としては②案が妥当ではないかと考えております。
- 会 長：他にございますか。今事務局のほうで、剰余金上限5,000万円を活用して試算したものが妥当じゃないかと。今後のこともあるということですので、その辺いかがですか。
- 委員 員：今現在剰余金がある中で、一気に引き上げるというのは理解が得られないかと思いますが。ただ、上げ幅が大きになると、未収の関係等が出てくるかなという心配もあるわけですが、穏やかな上昇というか、剰余金があるのであ

ればそれを活用して急激な上昇を避けていただければ、負担する側ではありがたいのかなど。ただ、そうやっていたとしても、あともう数年でまた上げざるを得ない状況は目に見えているわけで、それが2年先であるのか、3年先なのかという問題もあるかと思えますけども、剰余金がある中で、急激に上げてまた剰余金を計上するよりも、それを活用したほうが良いと考えます。

○会 長：委員からは②番がいいんじゃないかというような意見でございましたけども、他にございますか。

(なしの声あり)

○会 長：それでは、採決を取ってもいいですかね。

(はいの声あり)

○会 長：よろしいですか。では、採決ということにします。今ほど委員が言われた、事務局のほうで示された②番の改定案でよろしいという方挙手していただければと思います。

(挙手多数)

○会 長：挙手多数ですので、②番ということで改正案が承認されました。

(2) 令和2年度国民健康保険特別会計予算(案)について

○会 長：それでは、(2)の令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算(案)についての前に、事務局から配付資料がありますので、配付をお願いしたいと思います。

(資料配付)

○会 長：今ほど配付された資料は、令和2年度村上市国民健康保険税率の改定についてという答申の案と、条例の一部改正です。それと、後日配付ということをお願いしておいた資料4の令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算(案)についての資料です。それでは、特別会計予算(案)の前に、条例の一部を改定しなければならないかと思えますので、その予算案の内容や条例の一部改正について、事務局の説明をお願いしたいと思います。

○事 務 局：それでは、村上市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。最初に、1の3月議会に提案するものですが、(1)の国民健康保険税率の改定について、これはまた後で説明いたしますが、運営協議会からの答申に基づいて改正するというものです。(2)、減免についてですが、令和元年10月に県から標準的な減免の要綱が示されまして、この中で被収容者、刑事施設等に収容された者の減免について規定するというものです。この米印をご覧いただきたいと思います。この被収容者に対する保険給付、お医者さんにかかった場合の保険給付については、公費で賄われて国保からの給付は行われないうことから、国保の税を減免しよう。それを加えるというものです。次に、2でございしますが、令和2年3月31日付で専決処分する予定のものです。(1)の課税限度額について、これは基礎課税分、医療分になりますが、61万円を63万円へ、介護納付金分は16万円を17万円へとそれぞれ改定するものです。なお、後期高齢者支援金分は据え置きとなります。合計で、改正前96万円が改正後99万円となる予定です。所得の多い方の負担が増えることとなります。(2)の軽減判定所得についてですが、この軽減については、国保税のうち1人ずつにかかるこの均等割と1世帯ごとにかかる平等割、これが軽減されるというものです。軽減判定所得の

算定におきまして、被保険者の数に乗ずる金額を次のとおり改正するというものです。この5割軽減基準額が、改正前は基礎控除額33万円にプラスして28万円掛ける被保険者数でしたが、改正後は28万5,000円掛ける被保険者ということで、軽減対象世帯が拡大される。2割軽減基準額についても、基礎控除額33万円プラス51万円掛ける被保険者数がプラス52万円掛ける被保険者ということで、2割軽減世帯についても拡大が図られるということになります。この2の専決処分する改正につきましては、閣議決定はされておりますけれども、地方税法等の法令が国会でまだ議決されていないということで、3月31日付で専決処分する予定になっておりますが、施行日は4月1日ということになります。次に、戻りまして、先ほど国民健康保険税率の改定について審議いただきまして、②案ということで決定していただきましたけれども、この答申を本日11時30分から会長より市長へ答申させていただくという予定にしております。答申書の裏をご覧くださいと思います。1の答申内容でございますが、令和2年度村上市国民健康保険税率は次のとおり改定することが適当であるということで、現行税率と改定税率を記載させていただきますが、これは先ほどのA3の部外秘の資料の②案、この改定税率を記載しています。医療分の所得割が7.45%、均等割が2万3,000円、平等割が1万6,400円で、後期高齢者支援金は改定なしでございます。介護納付金分、所得割が2.6%、均等割が1万4,600円ということで、この資料のとおりの数値をご確認いただきたいと思います。次、2の答申理由ですが、朗読させていただきます。平成30年度の制度改正以降は、毎年度県が算定した国民健康保険事業納付金を市が納付することとなり、県の示す標準保険料率を参考に税率の検討を行うこととなった。当市の国民健康保険税の税率は、平成30年度に引き下げ改定を行い、令和元年度については据え置くとしたところである。令和2年度の税率については、今後の安定的な国保の財政運営を考慮すると、引上げ改定はやむを得ない状況ではあるが、被保険者の負担軽減には配慮する必要がある。改定案のうち被保険者の急激な税の負担増加が緩和され、国民健康保険制度の持続性や安定した国保の財政運営を図るうえで改定案②が適当であると判断した。という理由でございます。以上、説明は終わらせていただきます。

- 事務 局：答申は会長さんと、副会長さんから2人で市長のほうへお願いします。
- 会長：この後。
- 事務 局：はい。11時半から時間をとっております。すみませんが、よろしく願いいたします。
- 会長：ということでございます。よろしいですか。  
(はいの声あり)
- 会長：では、次に移ります。
- (2) 令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算(案)について
- 会長：次、令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算(案)について、事務局の説明お願いいたします。
- 事務 局：――資料4に基づき詳細に説明――
- 事務 局：予算案について少し補足させていただきます。歳出のほうにあります事業費納付金ですが、先ほど事業費納付金のほうにつきましては、100万単位で

15億1,400万というお話をさせていただいたところです。予算案につきましては15億1,500万となっておりますが、納付金額につきましては、一般被保険者分のみのお納付金額であります。この予算額には、退職分も含まれており、予算額のところが若干多くなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。

○会  
○委

長：これから質疑を受けたいと思っております。皆さんから何かありますか。

員：1点よろしいですか。今歳出の説明の中で、1人当たりの医療費が上昇傾向にあるということで、頂いた資料からも、29から30年度にかけては1人当たり医療費が上がっていることについて、この原因が被保険者の減少による影響だけで片づけられていますが、ぜひとも具体的な中身も検討していただきたいです。被保険者が減だから医療費が上がるというだけでは、理解も得にくいと思っております。せっかく村上市は重症化予防等の保健事業を積極的に実施しておられますので、ぜひとも内容を見ながら一層の取り組みをお願いしたいと思います。それともう一つ、これは少し聞きたいのですが、今ほどの説明の中で新規事業として柔道整復療養費適正化のための患者調査、全県内の市町村で実施をされるということですが、これはどこかで話があったということでしょうか。

○事 務

局：患者調査については、本年度に入って国保連合会から連絡がありまして、新潟県ではそういった例はないようですが、他の都道府県ではそういった不正受給があるようです。ですので、県というか国で、その辺はよろしくないと思っているようでして、新潟県としても、不正受給等が本当はないのかどうか、あるいはそういったことがあっては困るわけですので、その対策等についても今後考えていくと思われまして、そのようなことから今回調査を行いたいということで、国保連合会へ委託するという形で行いたいということで通知がありましたので、その旨連合会とも話をさせていただく中で今回予算計上させてもらったわけです。

○委  
○会

員：ありがとうございました。

長：よろしいですか。では、前段の資料の関係ですが、その辺もひとつ示していただければと思います。

○委

員：1人当たり医療費の件です。一番先に送られた仮計算書の資料1の中で、その中の資料の2の算定結果の一番下に1人当たりの医療費の推移ということで資料があつて、平成27年、28、29、30年と載っていて、28、29年が0.32%、0.46%の伸びだったところ、平成30年が3.7%となり、伸び幅がぐっと上がったところを見て思ったのですが。

○事 務

局：平成30年度で医療費が大きく伸びているということですが、平成30年度におきましては、医療費が伸びた理由として、レセプト等を精査したところ、高額薬剤の利用、それから手術といいますか、普通の切開手術ではなく、いわゆる腹腔、穴をあけて管を通す腹腔手術の利用が大きく出ておりました。その関係で、昨年度においてはぐっと伸びたという経緯がございます。それでいて、なおかつ被保険者数も減っていることもありまして、かかった医療費から被保数を割り返して計算したところ、このような数字になったということがございます。ただ、本年度につきましては、改めてレセプト等を確認しているんですが、30年度よりは少なく、そのような傾向は落ち着いて、

かなり下がってきています。

○会

長：いいですか。

○委

員：ありがとうございます。

○会

長：それでは皆さん、令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算（案）について承認してよろしいですか。よろしいですね。

（はいの声あり）

○会

長：では、令和2年度村上市国民健康保険特別会計予算（案）について承認いたします。

## 7. その他

○会

長：それでは、次に移ります。その他何かございますか。

○委

員：先回の委員会、協議会で私が質問した後期高齢者医療費の負担割合が前回の会議ではまだ確定していなかったのですが、1割負担から2割負担に移行することについて、まだ決定したわけではないのでしょうか。また、現在1割に移行した方が2割に上がるということはないのでしょうか。ずっと経過措置でそのまま行くのか、その辺伺いたします。

○事務

局：まず、最初の2割決定かどうかというお話ですけども、国保新聞という新聞があるのですが、そちらを最近読んだ限り、まだ決定ではないようです。国の方向性では、来年度の夏の国会で改正法案を提出する予定だったと、聞いておりますので、今現在では決定ということではないはずです。あともう一点、今後のその2割、1割の話ですが、申し訳ございません、確認させていただいて、また後日お答えさせていただきたいと思います。

○委

員：補足していいですか。健康保険組合連合会で提言しているのは、これから団塊の世代の方が75歳になる段階で、今2割負担の方たちが75歳になったときは、そのまま2割ということを提言しています。今1割の方も一律全て2割に上げろという提唱はしていません。ただ、国の今の方針を見ると、応能負担といいますか、収入によって1割から2割に移行するような制度になるかもしれません。ただ、当然収入の少ない方については、低減措置というか、その収入の度合い、どの辺で線を引くかというところを色々議論されているようですので、今75歳以上の方が一律2割、ということにはならないとは思いますが。中間報告は出ましたけども、今年の夏に2020年度の骨太方針の中である程度の方針を出していこうという状況のようです。

○委

員：ありがとうございました。

○会

長：いいですか。その他ないですか。

（なしの声あり）

○会

長：それでは、この協議会が終了した後、令和2年1月9日付の村税第602号で諮問を受けております、令和2年度村上市国民健康保険税率改定について、市長に答申してきたいと思っております。それを踏まえまして、今日の協議会を終了したいと思っております。ありがとうございました。

（その前によろしいですかの声あり）

○事務

局：すみません。本日の協議会において今年度の協議会は終了となります。また、次年度におきましては、8月に研修等もある予定ですので、私どもから事前に皆様へご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 会 長：私も連合会の会議への参集があるかと思しますので、県の役員として出席したいと思ひます。それでは、終わります。ありがとうございました。
- 事 務 局：それでは部外秘資料の回収をお願いします。

(午前10:41終了)